

岩倉市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子家庭、父子家庭又は寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）に対し、家庭生活支援員を派遣して家事等の日常生活を支援し、ひとり親家庭等の生活の安定を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ひとり親家庭等日常生活支援事業」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する母子家庭日常生活支援事業及び同法第31条の7に規定する父子家庭日常生活支援事業並びに同法第33条に規定する寡婦日常生活支援事業をいう。

2 この要綱において「母子家庭」又は「父子家庭」とは、次に掲げる者が、児童を扶養している家庭をいう。

- (1) 配偶者と死別した者であって、現に婚姻していないもの
- (2) 離婚した者で現に婚姻していないもの
- (3) 配偶者が行方不明のもの
- (4) 配偶者から遺棄されているもの
- (5) 配偶者が法令により拘禁されているもの
- (6) 婚姻によらないで母又は父となった者であって、現に婚姻していないもの
- (7) 配偶者が愛知県遺児手当支給規則（昭和45年愛知県規則第30号）第2条第1項第2号に規定する程度の障害の状態にあるもの
- (8) その他前各号に準ずる状態にあるもの

3 この要綱において「寡婦」とは、配偶者のいない女子であって、前項各号に規定する、配偶者のいない女子として児童を扶養していたことがあるものをいう。

(実施主体等)

第3条 この事業の実施主体は岩倉市とする。ただし、派遣、サービス内容及び費用負担の決定を除き、この事業の一部を社会福祉法人岩倉市社

会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に委託できるものとする。

（派遣対象家庭）

第4条 この要綱により家庭生活支援員の派遣の対象となる家庭は、次に該当する、岩倉市内に居住するひとり親家庭等（以下「対象家庭」という。）とする。

- (1) 自立促進に必要な事由（技能習得のための通学、就職活動等）がある場合
- (2) 社会的事由（疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加）がある場合
- (3) 母子家庭又は父子家庭となって6か月以内のもので、生活環境の激変により、日常生活を営むのに支障が生じている場合
- (4) 未就学児を養育しているひとり親家庭であって、就業上の理由（所定内労働時間の就業による理由を除く。）により帰宅時間が遅くなる等、定期的に生活援助又は保育サービスが必要な場合
（費用負担）

第5条 この要綱により家庭生活支援員が派遣された場合、対象家庭は、別表の基準により派遣に要した費用の一部を負担するものとする。

- 2 費用の負担額は、月単位で算出し、別表に定める負担額（1時間当たり）に1か月に派遣を受けた総時間数（1時間未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）を乗じて得た額とする。

（家庭生活支援員の派遣の申込み）

第6条 事業を利用しようとする者（以下「申込者」という。）は、家庭生活支援員派遣申込書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要すると市長が認める場合は、同項の手続は口頭により行い、派遣決定後、速やかに同項の手続をとるものとする。

（家庭生活支援員の派遣の決定）

第7条 市長は、前条の申込みを受け付けた場合、速やかにその必要性を審査し、家庭生活支援員派遣の可否を決定し、家庭生活支援員派遣決定・却下通知書（様式第2）により申込者に通知するものとする。

(生活援助の内容)

第8条 家庭生活支援員は、家庭生活支援員派遣の決定を受けた者（以下「利用者」という。）に、次に掲げるもののうち必要と認められる生活援助を行うものとする。

- (1) 児童の保育
- (2) 食事の世話
- (3) 住居の掃除
- (4) 身の回りの世話
- (5) 生活必需品等の買物
- (6) 医療機関等との連絡
- (7) その他日常生活を営むのに必要な用務

(生活援助の期間)

第9条 生活援助の期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条第1号又は第2号を派遣理由とする場合は、同一家庭について1か月当たりおおむね5日（1日当たりおおむね8時間以内）とする。

ただし、当該ひとり親家庭等において、現に日常生活等に支障が生じている状況を勘案して、市長が必要であると認めたときは、利用者の申請により、必要最小限の範囲内で延長することができるものとする。

- (2) 第4条第3号を派遣事由とする場合は、原則として6か月程度とし、同一家庭について1か月当たりの派遣日数は前号のとおりとする。

(派遣決定内容の変更)

第10条 利用者は、家庭生活支援員派遣の決定の内容について変更を希望する場合は、第6条の規定に準じて、あらかじめ市長に申し出なければならない。

- 2 市長は、前項による申出を受けた場合は、第7条の規定に準じて必要な決定を行い、利用者に通知するものとする。

(派遣の廃止又は停止)

第11条 利用者は、第4条に規定する派遣家庭に該当しなくなった場合は、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出があった場合は、速やかに家庭生活支援員派遣の廃止又は停止を決定し、家庭生活支援員派遣廃止・停止決定通知書（様式第3）により利用者に通知するものとする。

（家庭生活支援員の義務）

第12条 家庭生活支援員は、その業務を行うに当たって、当該対象家庭に属する者の人格を尊重し、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 家庭生活支援員は、何人に対しても報酬等を請求してはならない。

（関係機関との協力）

第13条 社会福祉協議会は、この事業の実施に当たって福祉事務所長、児童委員、母子・父子自立支援員等との連絡を密にし、地域社会の理解と協力を得て、常にひとり親家庭等の状況の確認ができるように努めなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

日常生活支援事業費用負担基準額表

利用者の世帯区分	利用者の負担額（1時間あたり）
生活保護世帯・市町 村民税非課税世帯	0円
児童扶養手当支給 水準の世帯	150円
上記以外の世帯	300円

備考

児童扶養手当支給水準の世帯とは、利用者の属する世帯の生計中心者の前年（1月から7月までの間にあっては前々年）の所得（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条第2項に規定する養育費は含まない。）が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項に定める所得制限限度額未満の世帯をいう。

様式第1 (第6条関係)

家庭生活支援員派遣申込書

年 月 日

岩倉市長 殿

申込者 住所
氏名

家庭生活支援員の派遣について、次のとおり申し込みます。

派遣期間	〔合計〕 日間 時間 (1時間未満は切捨て)
生活援助の内容	1 児童の保育 2 食事の世話 3 住居の掃除 4 身の回りの世話 5 生活必需品等の買物 6 医療機関等との連絡 7 その他日常生活を営むのに必要な用務 (具体的な用務内容:) 希望する番号に○印をつけてください。 (7を希望する場合は()の中も記入してください。)

様式第2（第7条関係）

家庭生活支援員派遣決定・却下通知書

年 月 日

様

岩倉市長

印

年 月 日付けで申込みのありました家庭生活支援員の派遣については、次のとおり決定・却下します。

派遣期間		
	〔合計〕	日間	時間（1時間未満は切捨て）
生活援助の内容	1 児童の保育 2 食事の世話 3 住居の掃除 4 身の回りの世話 5 生活必需品等の買物 6 医療機関等との連絡 7 その他日常生活を営むのに必要な用務 (具体的な用務内容:)		
派遣する家庭生活支援員			
却下理由			
備考			

様式第3（第11条関係）

家庭生活支援員派遣廃止・停止決定通知書

年 月 日

様

岩倉市長

印

年 月 日付けで決定しました家庭生活支援員の派遣については、次のとおり廃止・停止します。

派遣廃止・ 停止期間	[合計] 日間 時間（1時間未満は切捨て）
派遣廃止・ 停止理由	
備 考	